



# 鳥取県公報

平成 20 年 1 月 29 日 (火)  
号外第 4 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 監査公告	監査結果の公表 (3 件) (1～3) . . . . .	2
--------	-------------------------------	---

# 監 査 委 員 公 告

## 鳥取県監査委員公告第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成18年 3月15日付鳥取県監査委員公告第 2 号及び第 3 号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告並びに平成19年 3月26日付鳥取県監査委員公告第 3 号及び第 4 号で公表した平成18年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成20年 1月29日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起 枝
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

### 1 平成17年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 試験研究機関の活動状況について</p> <p>(1) 研究活動について</p> <p>ア 実施体制について</p> <p style="padding-left: 20px;">(中略)</p> <p style="padding-left: 20px;">共同研究体の構成を要件とする公募型の競争的研究資金（公募により提案された研究課題を審査し、採択された研究課題について委託、補助等により研究資金を助成するもの）が多いため、外部資金の導入及び産学官連携の推進の点から、他の機関、他県、大学及び民間との連携を今後一層推進し、必要な共同研究を実施されたい。</p> <p style="padding-left: 20px;">(中略)</p> <p>イ 研究テーマの選定と外部評価について</p> <p style="padding-left: 20px;">(中略)</p> <p style="padding-left: 20px;">各試験研究機関の評価基準についてはおおむね類似していると思われるので、各試験研究機関間の評価結果の比較が可能となるように、評価基準の統一を検討されたい。</p>	<p style="padding-left: 20px;">産業技術センターについては平成19年度から地方独立行政法人となったため、今後は県からの一定の交付金と法人の自主裁量による外部資金獲得により県内企業のニーズに応じた研究や企業支援を実施することとなった。したがって、受託研究の受託料の考え方は、法人の経営判断に委ねられることとなる。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、産業技術センター以外の研究機関については、平成19年度予算編成作業において、間接経費が算入できるような受託研究はなかったが、今後、該当する案件があれば、収入確保努力に応じて予算計上に配慮をするなど、指摘の趣旨を踏まえた予算計上を図ることとした。</p> <p style="padding-left: 20px;">平成19年中に標準的な評価基準を各機関に対し提示することとした。</p>

<p>(中略)</p> <p>ウ 成果の活用について</p> <p>(中略)</p> <p>国内の公的機関が育成した登録品種の違法栽培、海外への無許可持ち出し等知的財産権が侵害される事件が起こっているため、侵害事実を立証する遺伝子鑑定技術を開発する等県の知的財産権の侵害を防止する取組を積極的に図られたい。</p> <p>(中略)</p> <p>2 個人情報の保護の取扱状況について</p> <p>(1) 鳥取県個人情報保護条例等に基づく個人情報の取扱いについて</p> <p>(中略)</p> <p>鳥取商業高等学校の職員室のような状況は、各学校に共通する課題であると思われる。職員室は、生徒のデータの取扱いが多く、生徒が頻繁に出入りする部屋でもある。個人情報の厳重な管理という観点から、教育委員会は、各学校の実態を点検の上、職員室等の在り方について十分に検討し、その環境の改善に努められたい。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>農産物の無断栽培や、種苗の海外への違法流出を防ぐことを目的とした、福岡県農産物知的財産権センターに事務局を置く「農産物知的財産権保護ネットワーク(31道府県)」へ加入した。</p> <p>このことにより、参加道府県で連携を取り、無断栽培をしないよう呼び掛けたり、海外で栽培された違法農産物や、国内で無断栽培された農産物の情報を収集することに活用している。</p> <p>各校の個人情報の取扱いについて、平成19年3月1日現在の状況(3回目)を調査したところ、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセイバーやパソコンふた締め励行については、全校で実施済</li> <li>・部外者の立入禁止措置や、職員室のレイアウトの変更については、各学校の現在の執務室の面積で対応できる範囲内で24校で対応済、9校で一部不適合であった。一部不適合となった9校での対応は、学校施設そのものの大規模改修を伴うこととなるものであり、これらについては、将来の施設の改築・大規模改修時に併せて対応することとした。</li> </ul>
--	--

2 平成18年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 行政財産使用料の減免</p> <p>(1) 使用料減免手続の適正な執行について</p> <p>ア 行政財産の使用許可手続は、使用許可に係る条例、規則等をよく理解した上で、まず申請書の内容を審査・確認することから始まる。申請書に記載されている内容を添付書類により確認することはもちろんであるが、原則として現地を確認することが必要である。</p> <p>現地を確認することは、新規許可では当然のことで</p>	<p>今後、行政財産の使用許可を行う際は、申請書類の審査及び現地確認を十分に行い適正な事務処理を行うこととした。</p>

あるが、継続許可分についても同様である。現地の状況の変化、当初許可時における何らかの見落とし等も考えられるので、現場を再確認するなど新規許可の場合と同程度の注意を払う必要がある。

各機関は、行政財産の使用許可に当たっては、新規許可分はもちろんのこと継続許可分についても、申請書類や現場をよく確認の上事務処理を行われたい。

イ 各機関は、行政財産の使用許可手続を行う場合、鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号。以下「使用料条例」という。)鳥取県公有財産事務取扱規則(昭和39年鳥取県規則第27号。以下「公有財産規則」という。)その他の要領、通知に基づいて事務処理を行っている。その際、これらが網羅的に掲載されている「鳥取県公有財産例規集」(平成15年4月管財課発行。以下「例規集」という。)を事務処理のよりどころとしてよく活用している。しかし、この例規集は発行以来4年近くたっており、その間の条例等の改正や新たな通知等が反映されていない。管財課は早急に例規集の整備を行われたい。

ウ 監査をする中で、各機関から、土地に対する使用料の算定が難しいという意見が寄せられている。これは、土地に対する行政財産使用料は「基準額」に使用面積を乗じるなどして算出することになっているが、この「基準額」の算出に当たっては、固定資産税仮評価額を市町村に問い合わせたり、国税庁の通達を参照する必要があるなど、事務が煩雑であることもその要因であると思われる。管財課は、例規集の整備に当たってはこれらについて事務の流れを分かりやすく示したり、参照すべき通達等も掲載するなどの工夫をされたい。

エ また、行政財産の使用許可に係る規定や取扱いを周知する手法としては、財務会計等において行われているようにデータベースを構築し、この中で例規集や各機関からの問合せ事項とそれに対する回答を集積した質疑応答集(Q & A)を整備することにより、迅速な周知が可能と思われる。管財課は、関係する事務手順や例規等を収録したデータベースの構築についても検討されたい。

オ 監査の結果で示したような手続上の誤りについては、管財課を除く各機関においては財産に関する事務が日常的なものではないため、事務の習得が十分でないこともその要因として考えられる。管財課は、例規集の整備、データベースの構築に併せて、全庁的な財産事務の研修についても検討されたい。

カ 使用料減免の手続は許可手続と並行して行われるも

地方自治法の改正に伴い平成20年度に公有財産の取扱いに関する条例、規則、通知等の大幅な改正を行い、これらの改正手続の終了を待って新たな例規集の作成に取り組むこととした。

例規集を整備する際に、事務の流れや参照すべき通達等を掲載する工夫に取り組むこととした。

当面は例規集の整備を優先することとし、データベースの作成については例規集の整備が終わり次第、関係部局の意見を聞きながら検討することとした。

平成19年度から、関係部局に対し研修を実施することとした。

今後は、行政財産使用料減免手続において、

のであり、アからオまでの使用許可手続のそれぞれの意見が減免手続においても当てはまるものである。

各機関は、減免の手続においても、使用許可の手続と同様の注意を払って事務を行われたい。

(2) 行政財産使用料減免取扱基準等の適用について

ア 各機関は、減免取扱基準の適用に当たっては、団体の性格を正しく把握して、適正な条項を適用されたい。

イ 減免取扱基準の2では職員の厚生福利団体の事務所に供するとき等に限定しているが、法令の規定に基づくものは職員の厚生福利団体に係るものだけではないので、管財課は、この特定団体に限定している規定については削除する方向で見直しを図られたい。

ウ 減免取扱基準の3では減免の条件として「出資又は補助金が団体予算の30パーセント未満のとき。…減免率1/3」というように定められている。この表記でいけば、分子に出資金を当て、分母に団体予算を当てる計算も可能なようになっているが、その計算結果は意味のないものであると思われる。また、出資金と補助金のいずれも受けている団体に対してはどちらの割合を適用すべきかについては規定がない。このように、減免率取扱基準の3は規定の仕方が不明確であるので、管財課は、規定の仕方を明確にされたい。

エ 鳥取東高等学校のような事例は他の高等学校でも想定されうることである。この実態は、日常的に必要なというにはあまりにも少ないと思われる。減免事由に定められている日常的に必要なという要件は必ずしも実態と合っていないので、管財課は規定の仕方を再検討されたい。

オ 管財課は、職員等の県有敷地内駐車に関する具体的な事務処理について、学校現場からの問合せを中心に質疑応答という形でまとめている。しかし各機関に対しては通知されていない。

管財課は、事務処理の統一化を図るためにも、各機関に対して速やかに周知を図られたい。

カ 減免取扱基準及び教育減免基準において基準の定め方が不明確であったり、別に定めることとなっている減免率が定められていない項目があるので、管財課及び教育委員会は、それぞれ明確にされたい。

(3) 使用料減免の取扱いの公平性の確保等について

ア 業者が、食堂及び売店として県有施設を使用する場合の使用料の減免については、県庁舎や総合事務所を使用する場合（全額免除。なお、県庁舎の売店については、平成18年度に公募を行い、売店事業実施事業者から使用料の全額支払いの提案があったため、減免していない。）と、高等学校を使用する場合（2分の1

同いに具体的な適用条項を明記することを職員に周知徹底した。

今後、減免取扱基準の適用に当たっては、適正な条項を適用することとした。

平成20年度に公有財産規則の減免規定の見直しを行うこととしており、公有財産規則の改正に併せて減免取扱基準の見直しを行うこととした。

出資団体については、出資額又は補助金額のいずれか団体にとって有利となる計算方法を適用することとし、規定の明確化については減免取扱基準の見直しの際に整理することとした。

減免規定の適用状況を再調査した上で、減免取扱基準の見直しを行うこととした。

現時点で蓄積している質疑応答の見直しを行った上で明文化し、関係機関へ周知することとした。

減免取扱基準の見直しの際に、双方が調整を図って改正することとした。

他の減免取扱基準との公平を保つため、管財課が行政財産使用許可等を見直す時期に合わせて、教育減免取扱基準を見直すこととした。

免除)で減免率に差が生じている。しかし、業者は食堂等の利用者が限定されている中で価格設定や地産地消のメニューに配慮しており、経営は非常に厳しい状況である。特に学校の食堂や売店は利用者が生徒であることから、低廉な価格設定が行われているため収益が低くなっている状況である。

については、教育委員会はこれらのことを勘案し、業者が使用する場合も全額免除の取扱いができないか検討されたい。

イ 食堂及び売店に係る使用料の減免については、減免取扱基準、教育減免取扱基準のいずれも知事特認で減免しているが、総合事務所や学校等で共通する事項であるため、知事特認ではなく、独立した減免基準の項目を設定し、その中で定めるべきではないかと考える。管財課及び教育委員会はこの点についても検討されたい。

ウ 行政財産と普通財産では、居住地から勤務地までの距離によって、駐車場を使用(利用)できる者の範囲が異なっているが、行政財産と普通財産でこのような差を設ける合理的な理由はないように思われる。管財課は、両者の取扱いを統一することを検討されたい。

#### (4) 使用料減免の額の算定について

今回の誤りは、監査の結果でも述べたとおり、申請書の添付図面や現地の状況の確認が不十分であったことから生じている。

各機関は、継続許可に当たっても、添付図面や現地の状況を適宜確認するなどして、適正な事務の執行を心掛けられたい。

#### (5) 使用料減免に関連したその他の検討事項について

ア 地方財政法は、地方財政の健全性を確保するために定められている法律であり、同法第24条では国に対して使用料の支払いを義務付けているものである。国に対する行政財産使用料は無条件に減免されるものではなく、同法第24条ただし書にあるように、公益上必要であると判断し、議会の議決を経た場合には減免できることになっている。なお、個々の議決に代え、条例で包括的に規定することが直ちに違法とは解されないという考え方もある。管財課は国の機関に対する減免について、地方財政法の規定等を踏まえて検討されたい。

イ 行政財産の使用許可は、行政財産本来の用途又は目的を妨げない限度で認められるものであり、その使用許可の範囲は、公有財産規則第10条第4号に、「国、他の地方公共団体、その他公共団体において公用又は公共用に供するため特に必要と認められるとき。」と

平成20年度に公有財産規則に規定する減免規定の見直しを予定しており、公有財産規則の改正に合わせ減免取扱基準の見直しを行うこととした。また、教育委員会では教育減免取扱基準についての見直し時に合わせて検討することとした。

平成20年度に統一する方向で検討することとした。

今後、行政財産の継続の使用許可を行う際は、申請書類の審査及び現地確認を十分に行い適正な事務処理を行うこととした。

今年度、県の要請に基づき国が実施する事業等に係る公有財産の貸付け等県及び県民に利益の大きいものについて、減免等の手法を検討することとした。

西部総合事務所では、今後、団体の入居により行政目的を果たすことが困難な状況(執務スペースの狭隘、会議室の不足)が生じることが見込まれる場合は、入居団体へ状況の説明や協議を十分に行い使用面積の縮小又は

定められている。

中部総合事務所及び西部総合事務所は、入居している団体について、県の業務との関連性、総合事務所に事務所を構える必要性等についても勘案し、総合事務所の本来の行政目的を果たすことが困難となるような状況が続くようであれば、既に入居している団体に対して十分に説明の上、移転について理解を求めるとも検討されたい。

ウ 総合事務所内の異なる部局相互間の行政財産の使用に係る手続は、いわば内部手続であり、申請・許可の手続は本来不要と思われる。しかし、財産の所管が異なる部局が使用するため、その経緯を書類で残しておく意味において何らかの手続は必要と思われる。

管財課は、このような場合の手続の方法を速やかに定められたい。

#### (6) 総括的意見

ア 行政財産使用料の減免に係る規程等の整備について行政財産を含む県有財産は、県民の税金で取得された貴重な県民の財産であり、その管理は法令等に基づいて適正に行われなければならないものである。

しかし、行政財産使用料の減免に係る事務処理を行う基準として定められている減免取扱基準には、減免率の規定の仕方が不明確であったり、他の法令等との整合性がとれていないといったようなことがあった。

さらに、財産関係の例規集が4年近くもの間、未整備のままであり、また事務処理に係る質疑応答集(Q & A)等を収録したデータベースが未構築であった。

このため、事務処理を行う担当課が詳細な事務手続を確認しようとしても容易に確認できないということが現在も続いている状況である。

このようなことから、行政財産使用料の減免に係る事務処理に誤りが多く発生しているものと思われる。

については、管財課は、このたび改正された地方自治法やその他の関係法令との整合性を図るよう、減免取扱基準をはじめとする全ての関係規程等を早急に見直して整備されたい。また、それらの関係規程を分かりやすく編集し、職員が使いやすい例規集として整備するとともに、財務会計等で行われているような事務手順や例規等を収録したデータベースの構築について、速やかに取組まれたい。

イ 行政財産使用料の減免を含む適正な財産管理事務の執行に係る研修の実施について

職員にとっては、行政財産に係る事務が日常的でないこともあって、事務処理手続の遅延、使用面積や使用料減免額の算定間違いなど基本的なことについての

事務所の移転について理解を求めるととした。

中部総合事務所も西部総合事務所と同様の措置を取るが、事務所の狭隘による執務環境の悪化と倉庫等の不足(遠隔地の空室を使用)から抜本的な見直しが必要であり、管財課等関係所属に改善を要望することとした。

道路法による占用許可等法令に基づく手続を除き、公有財産規則の見直しに合わせ簡素化することとした。

平成20年度に公有財産の取扱いに関する条例、規則、通知等の改正を行うとともに、次の段階として新たな例規集の作成に取り組むこととした。

なお、データベースの構築については例規集の作成後関係部局の意見を聞きながら検討することとした。

平成19年度から、関係部局に対し研修を実施することとした。

単純な誤りが多く見受けられた。

これは、県有財産を取扱う職員の財産管理の重要性の認識が十分でないということ及び事務処理に係る研修の機会が今まであまり設けられていなかったということに起因するものと思われる。

については、管財課は、県有財産を取扱う職員に対して、財産管理の重要性の啓発も含めた財産管理事務の適正な執行についての研修を実施されたい。

#### ウ 財産管理の推進に向けた体制の強化について

現在の厳しい財政状況の中にあつて、県の行財政に占める財産管理の重要性は、今後、益々高まっていくものと思われる。

しかしながら、財産管理に係る本県の方針を定めて、それを推進していくべき主管課である管財課の業務体制は、現在のままでは必ずしも十分であるとは言えないものとする。

については、県は、管財課が財産管理を所管する司令塔として、その役割を十分に果たし円滑な業務の推進ができるよう、体制の強化について検討されたい。

## 2 エレベーター及びエスカレーターの保守管理について

### (1) 保守管理委託契約の適正な執行について

ア 県有施設の適切な維持・保全と効率的な運用を図るため、平成18年度から管財課により、「施設管理マネジメントデータベース」が開設され、モデル的な契約書・仕様書の様式が示されているので、各施設を所管する県の機関（以下「各機関」という。）は参考とされたい。ただし、このデータベース上では、フルメンテナンス契約についての契約書・仕様書のモデル的な様式は示されているが、パーツ・オイル・グリス契約については示されていない。

管財課は、今後、速やかにパーツ・オイル・グリス契約についても示されたい。

イ 各機関は、法定点検の実施予定時期や実施方法（定期点検との違いを明確にする。）を契約書又は仕様書に明記されたい。

ウ 各機関は、契約日付や契約保証金免除条項にも十分注意を払い、適正に処理されたい。

エ 保守管理の方式についてFM契約かPOG契約かを選択する際には、両者の違いを十分理解の上、エレベーターの設置後の経過年数、利用頻度、機器の消耗度などを考慮することが必要である。特に、エレベーター等を新たに設置する（以下「新設」という。）場合

平成18年度にすべての県有施設の財産管理と計画的な営繕執行が可能となるよう、県有施設のマネジメント事業を導入し、定数増を行うとともに外部委託可能な通常の施設設備保守管理についてはこれらをアウトソーシングし、管財課正職員の負担軽減を行った。

平成19年度には、従来の電気係と機械係を整理し、施設係と保全係に組織改正するとともに、さらに定数増を行った。

また、地方自治法の改正により財産管理に新たな方式が規定されたこと等に対応するため財産係に定数増を行ったところであり、概ね体制強化は図られてきたと考える。

マネジメント事業で各業務の一般的な契約書や仕様書の様式を提示しているが、エレベーターのPOG契約（パーツ・オイル・グリス契約）の様式については提示していないので、速やかに追加することとした。

今後は、モデル的な契約書や仕様書を参考に見直すこととした。

平成19年度の契約分から契約日付や契約保証金免除条項にも十分注意を払い、適正に事務処理を行うこととした。

今後各施設では、発生しうる故障及び部品交換、設備の維持、経費面等総合的に比較検討した上で、契約方法を決定することとした。

また、管財課ではFM契約（フルメンテナンス契約）とPOG契約（パーツ・オイル・



には、新設後当分の間は部品の交換等の必要性が少ないことから、新設後の一定年数をPOG契約とすることは有効と思われる。

このため、エレベーター等を新設しようとする場合には、各機関は、FM契約だけでなくPOG契約についても併せて検討し、比較考量の上、総合的に判断して契約の方法を決定されたい。

また、経費の削減を図るため、エレベーター等の施設の建設と使用期間中の保守管理を合わせた契約をエレベーター等の新設時に締結する方法も有効と思われる。

管財課は、これらの契約の方法について、十分検討し、各機関を指導されたい。

### (2) 履行確認の適正な執行について

ア 各機関は、履行確認は契約の適切な執行を確認する上で重要であることを十分認識し、契約書又は仕様書に履行確認の規定を必ず設けられたい。

イ 各機関は、保守管理業者による点検終了後、現場で履行状況を確認されたい。特に年1回の法定点検には立会のうえ、終了時には極力各階の扉の開閉状況や非常時呼出が機能しているかなどについて確認を行うようにされたい。

ウ 保守点検終了後に提出される保守点検報告書は、エレベーター等の機器の安全管理にとって極めて重要なものであるため、各機関は、報告書の取り扱いについて契約書に規定されたい。

エ 各機関は、保守管理業者の保守点検報告書の提出後速やかに施設内で供覧されたい。また、年1回の法定点検の結果は各施設の所管課まで報告されたい。

オ 建築基準法第12条が平成17年度に改正施行され、県の建築物に設置されたエレベーター等の年1回の法定点検が義務付けられたことを担当者が承知していない施設がかなり見られた（法定点検が義務づけられる以前から、どの施設においても保守管理業者により法定点検に相当する精密点検が行われており、法令に違反する状態は起こっていない。）

法定点検は、エレベーター等の安全性にかかわる重要なものであることから、管財課は、関係法令等について、景観まちづくり課と連携し、各機関に対して周知徹底を図られたい。

### (3) 経済性・効率性の確保について

ア 1者随意契約を行っている施設を所管する機関は、競争性の確保に留意し、経費の削減を図ることを検討されたい。

グリス契約)の特徴を比較し、施設ごとに適した契約を提案することとした。

今後は、契約書又は仕様書に履行確認の規定を設けることとした。

今後は、履行状況を確認するとともに、定期点検には立会し、扉の開閉状況、非常時呼出機能等の確認を行うこととした。

今後は、保守点検報告書の取扱いを契約書に規定することとした。

今後は、保守点検報告書を施設内で供覧するとともに、所管課へ報告することとした。

建築基準法第12条の定期点検の周知は建築基準法を所掌している景観まちづくり課及び建築主事を置く特定行政庁の所管と考えている。管財課としては、通常点検と定期点検の違いを明確に区別できる点検様式を示し連絡会議等で説明することとした。

東部総合事務所生活環境局が管理している県営住宅行徳団地について、保守管理のうちエレベーターの点検は県が行い、修理については団地住民が行うこととしており、保守管

イ 複数年契約については、経費の削減が図られた状況が見られたので、複数年契約を行っていない施設を所管する機関は、単年度契約から複数年契約とすることを検討されたい。

ウ 省エネルギーに取り組んでいない施設を所管する機関、特に緊急時対応の必要がないにもかかわらずエレベーターに24時間通電しているような施設を所管する機関については、エレベーター製造業者や保守管理業者とも相談し、費用対効果を十分検討の上、節電タイマーの設置等、何らかの節電対策に取り組むよう努められたい。

エ 管財課は、今年度から実施している施設管理マネジメント事業（県有施設の一元管理化）を着実に実行するとともに、エレベーター等の保守管理業務委託料の経費の削減と事務の効率化を図るため、早急に東・中・西部の地区ごとの同一製造業者のエレベーターを有する施設について、一括契約を結ぶといった方法についても検討されたい。

併せて、管財課は、全県や東・中・西部の地区ごと、あるいは同一製造業者のエレベーターを有する施設ごとといった区分で、定期的に情報交換の場として担当者会議を開催するなどして、一層の経済性・効率性の確保を図るといった、機関相互の連携について検討されたい。

#### (4) 安全性の確保について

ア 契約書又は仕様書に平常時や非常時の対応を規定していない施設を所管する機関は、県と保守管理業者の責任範囲を明確にするため、規定を設けられたい。

イ 少数ではあるが、緊急対応用フローチャート（流れ図）を作成し、貼付している施設（とっとり花回廊、米子コンベンションセンター）があり、大変分かりやすかった。緊急対応用の分かりやすいマニュアル（行動指針）やフローチャートを作成していない施設を所管する機関は、保守管理業者と相談の上これらを作成し、その要点を見やすい所に貼付するなど、緊急時には関係者が円滑に対応できるようにされたい。

ウ 管財課は、事故予防の見地から、現在は施設ごとに管理されている事故や不具合情報について、全庁的な

理業者とは双方の契約を合わせてフルメンテナンส์契約を行っている。保守管理業者と協議した結果、団地住民が行っている修理部分のみの契約はできないとのことであり、県は団地住民が契約する者と同じの者と契約せざるを得ない状況にあり、今後対応を検討することとした。

今後は、複数年契約とすることとした。

保守管理業者と相談し、可能な対策があれば実施することとした。

施設管理マネジメント事業で、エレベーターなど施設管理に関する業務内容、契約方法等について検討を行い、その結果に基づき内容の見直しを行い、順次実施することとした。

また、平成18年度より施設管理者を対象にした「保全業務連絡会議」を開催しており、今後も継続して開催する。なお、この会議の場でエレベーターを含んだ施設管理のあり方を説明するとともに相互の情報交換を行い、情報の共有化を図ることとした。

エレベーター保守管理業者と協議の上、規定を設けることとした。

マニュアル（行動指針）やフローチャートを作成し、見やすい所に貼付することとした。

保全業務連絡会議の場で説明するとともに、管財課の施設管理データベースに登録

情報の共有化を図ることを検討されたい。

エ 地震による同時多発的な閉じ込め事故の発生等、保守管理業者や広域消防局が直ちに來られないような事態が発生した場合には、救出者等の落下、感電等の二次災害に十分注意した上で施設職員による閉じ込められた利用者の救出が求められる。そのため、各機関は、保守管理業者の指導のもとに年1、2回程度は施設職員による閉じ込め救出訓練や研修を実施されたい。その場合、定期的な防災訓練などと併せて実施することも検討されたい。

オ 倉吉市周辺のエレベーターを有する15施設については、保守管理業者の営業所が付近にはなく、最寄りの営業所は鳥取市か米子市に所在しているため、どちらから來るにせよ少なくとも車で1時間程度を要する。そのため、特に厚生病院は患者や緊急を要する医師をはじめとする医療関係者が閉じ込められる場合を想定し、施設の担当職員（機械技師等）で緊急対応ができるように定期的な訓練の実施や、地元消防局への救出の依頼を検討されたい。

(5) 障害者等への配慮について

ア 条例に該当する施設については、設計段階から地域の障害者団体などに意見を聞く機会が設けられているが、施設の供用開始後は特に障害者等の意見を聞くような機会は設けられていない（障害者等に限らずに定期的に利用者懇談会を実施している施設はある。）。各機関は、エレベーター等の利用に関して、地域の障害者等から意見を聞くため、機会を設けてアンケートを行ったり、意見交換会を開催することについて検討されたい。特にエスカレーターについては、標準の速度（30m/分）では高齢者にとって速すぎるのではないかと意見もあるため、高齢者からも意見を聞くことについて検討されたい。

イ 緊急時の対応（外との交信の仕方、地震の時のエレベーターの動きなど）については、特に丁寧に表示してあるエレベーターは見当たらなかった。各機関は、緊急時の対応方法についてのエレベーター内の表示は、子どもでも理解できるように図示するなど分かりやすくするよう工夫されたい。また、地震や火災時等緊急時のエレベーター内のアナウンスについても老人や子どもにも分かりやすいものとなっているか点検されたい。

ウ 外国人が訪れる施設を所管する機関は、最低限の注意事項について、英語等による表記を行うことを検討されたい。

することとした。

今後は、保守管理業者とも相談しながら訓練等を実施することとした。

なお、県営住宅行徳団地については、保守管理業者と協議したところ、閉じ込め救出については保守管理業者が至急対応できる状況にあるとともに、団地住民が対応することは危険と思われることから、救出に関しては保守管理業者へ任せる方向で検討することとした。

閉じこめ救出のための研修を実施するとともに、消防局と協議を行うこととした。

今後、障害者や高齢者からアンケート等意見を聞く機会を設けることとした。

なお、図書館では閲覧室及び多目的トイレ内に「利用者の意見箱」を設置しており、特に多目的トイレ内の箱の意見は多くは障害者からのもので、エレベーターに関する意見を述べる機会は設けていると考えているが、改めてアンケート等を行う必要があるか検討することとした。

各施設で表示の工夫やアナウンスの点検を実施することとした。

なお、表示方法等についてエレベーター協会にも相談することとした。

最低限の注意事項について英語等の表記を行うことを検討することとした。

**鳥取県監査委員公告第 2 号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成19年 3月 9日付鳥取県監査委員公告第 1号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第10項の規定により平成18年 2月21日付鳥取県監査委員公告第 1号で公表した平成16年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見及び平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第 1号で公表した平成17年度に係る監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成20年 1月29日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺  
 鳥取県監査委員 井 上 耐 子  
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司  
 鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝  
 鳥取県監査委員 伊 藤 保  
 鳥取県監査委員 稲 田 寿 久

1 指摘事項

平成17年度決算分

指摘事項	講じた措置
<p>1 総務部所管団体                      鳥取県私立高等学校運営費補助金のうち情報教育推進事業（パソコンのリースに対する補助）について、補助対象外経費（基準を超えたパソコンの台数分のリース経費）を補助対象としていたため、補助金が過払いとなっていた。（学校法人翔英学園：所管 教育・学術振興課）</p> <p>2 企画部所管団体                      (1) 概算払をされた旅費について、返納を伴う精算が大幅に遅延しているものがあった。（財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課）                      (2) 高速道「姫路鳥取線」活用方策検討調査委託契約について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。（財団法人とっとり政策総合研究センター：所管 政策企画課）</p> <p>3 文化観光局所管団体                      鳥取砂丘こどもの国園内階段工・車椅子乳母車専用通路工業務委託契約等について、当該法人の財務規程に基づく予定価格が決定されていなかった。（財団法人鳥取県</p>	<p>当該学校法人に対して過大交付となっていた補助金の返還通知を行い、平成19年 2月28日に返還された。今後は、学校法人に対し、補助金交付要綱の周知徹底を図るなど、指導を強化するとともに、県としても補助金事務の適正な執行に努める。</p> <p>なお、平成19年度補助金からは単価制へ移行し、学校の実態に応じ効率的な執行ができるよう補助制度を見直したところである。</p> <p>今後は、速やかに精算を行うよう指導した。</p> <p>適切な処理を行うよう指導した。</p> <p>適切な会計処理を行うよう指導した。</p>

<p>観光事業団：所管 観光課)</p> <p>4 福祉保健部所管団体</p> <p>(1) 社会福祉法人鳥取県厚生事業団に管理を委託している施設(鹿野かちみ園)で生じた生産物収入について、県に払い込むべきものが払い込まれないで当該団体の収入となっていた。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課)</p> <p>(2) 鳥取県立障害者体育センターの管理に係る委託料について、管理委託の対象外経費(補助職員が社会福祉法人鳥取県厚生事業団の所有するしらはま交流センターに従事する部分の人件費)を含めていたため、委託料が過払いとなっていた。(社会福祉法人鳥取県厚生事業団：所管 障害福祉課)</p> <p>5 農林水産部所管団体</p> <p>農業経営対策事業費等補助金(新規就農者総合支援事業(就農相談窓口設置事業))について、平成18年5月に購入した切手代を平成17年度予算で経理し、補助対象経費に含めていたため、補助金が過払いとなっていた。(財団法人鳥取県農業担い手育成基金：所管 経営支援課)</p>	<p>平成19年2月1日に県へ返還した。</p> <p>なお、平成18年度からは指定管理者制度を導入し、使用料等の収入はすべて指定管理者の収入とし、当該収入をもって施設運営を行うこととした。</p> <p>本来、障害者体育センターの管理委託料に計上すべき経費(夜間の保安管理業務等に係る人件費)を計上せず、誤って管理委託の対象外の経費を計上したことが原因である。また、計上されなかった経費が誤って計上された対象外経費よりも多かったことから、委託料の過払いは生じないため、返還までは必要ないものと考えます。</p> <p>しかし、実績報告書の差し替えを指示するとともに、今後は適切な経理事務を行うよう指導した。</p> <p>なお、平成18年度からは、指定管理者制度を導入しているため、このような事例は発生しない。</p> <p>平成19年4月12日に自主返還がなされた。今後は、事務処理の適正化を指導するとともに、適正な執行に務める。</p> <p>なお、当該法人においては、平成18年度会計分から、税理士による監査(事務監査を含む。)を行うこととしたところである。</p>
--	---

2 監査意見

(1) 平成16年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 企画部、商工労働部、農林水産部及び教育委員会共通</p> <p>県が出資する公益法人等の役員への女性の選任について(情報政策課、労働雇用課、生産振興課、林政課、水産課及び教育総務課)</p> <p>鳥取県では、男女が対等な立場で個性豊かに生き生きと暮らせる社会の形成を目指しており、その実現に向け、政策や方針決定の場に女性が参画しやすくするための環境整備に取り組んできている。</p> <p>このような取組については、県が出資をしている公益法人等(以下「県出資法人等」という。)においても、ま</p>	<p>財団法人鳥取県情報センター(企画部情報政策課)</p> <p>学識経験者として新たに理事を選任し、当該理事に鳥取大学の女性教授(門田眞知子氏)が就任した。(任期：H18.12.1~H20.11.30)</p> <p>財団法人鳥取県栽培漁業協会(農林水産部</p>

<p>た同様に期待される。</p> <p>しかし、県出資法人等においては、その団体における方針の立案や決定等を行う理事会等の役員に、女性を選任していない団体が相当数見受けられた。</p> <p>については、県は、女性の役員を選任していない県出資法人等に対し、その選任が一層進むよう働きかけられたい。</p>	<p>水産振興局水産課)</p> <p>平成19年 3月23日開催の理事会に諮り、新たに女性 1名を役員として追加した(平成19年 4月就任)。</p> <p>社団法人私学振興会(教育委員会教育総務課)</p> <p>役員構成員は会員の代表者及び学識経験者からなり、その選任には総会での議決が必要である。県としては男女共同参画推進条例の趣旨の尊重を求め、理事会及び総会における検討を依頼するに留め、理事・監事等役員への女性選任について検討を行うよう通知した。</p>
<p>2 農林水産部</p> <p>財団法人鳥取県栽培漁業協会の事業の在り方等について(水産課)</p> <p>県の栽培漁業センター(以下「センター」という。)は栽培技術の開発・調査研究を、財団法人鳥取県栽培漁業協会(以下「協会」という。)は種苗生産及び養殖技術の普及指導をそれぞれ行っており、双方が連携して栽培漁業の促進に取り組んでいるが、協会の設立目的は沿岸漁業の振興に寄与することであり、内水面漁業については業務の対象とされていないところである。</p> <p>最近、センターでは、農業者等が新規に養殖に取り組み始めたホンモロコ、カジカ等の内水面における新たな栽培漁業についてもその試験研究に力を入れ、事業者からの相談に応じているが、これらに係る県内における種苗生産及び普及は、必ずしも進んでいるとは言えない状況である。</p> <p>については、県は、協会、関係団体等と今後十分に協議し、内水面における栽培漁業への協会の関わり方を含め、内水面における栽培漁業の促進の在り方について検討されたい。</p>	<p>平成19年 5月に開催の理事会で、当面、寄附行為第 4条の事業に「アユ等の内水面種苗の生産・配布」を追加し、内水面における栽培漁業の促進を図ることとした。</p>

( 2 ) 平成17年度決算分

監査意見	講じた措置
<p>1 総務部</p> <p>私立専修学校運営費補助金(技能教育施設関連事業)の見直しについて(教育・学術振興課)</p> <p>学校法人 i s m が設置する若葉学習会専修学校は、広域通信制高校のクラーク記念国際高等学校と技能連携し、不登校経験者等の生徒を多く受入れ、そのハンディキャップを克服させて、更に上級学校へ進ませるなど生徒の</p>	<p>不登校経験者が多く在籍する私立専修学校に対する支援について、平成18年度に学校関係者との意見交換等を行ったところである。これを受けて、平成19年度新規事業として、</p>

教育指導に多大な成果を上げている。

当該専修学校では、私立専修学校運営費補助金（技能教育施設関連事業）により、私立高校に対する補助金と同様に、前年度決算額（人件費、教育管理費及び設備管理費）の2分の1に相当する額の補助金を受けている。

しかしながら、当該専修学校の入学生についてみると、不登校経験者等の生徒の割合が他の県内の私立高校に比べて非常に高く、学習指導その他の対応に時間がかかり、人的労力をより必要としているのが実情である。

については、県は、このような多様な指導・対応を必要とする生徒が多い専修学校に対しては、教職員がこれらの生徒の教育指導を効果的に行えるよう、補助金の算出方法の見直しについて検討されたい。

## 2 企画部

智頭急行株式会社の運営上の課題の解決について（交通政策課）

智頭急行株式会社（以下「会社」という。）は、昭和61年に設立され、平成6年の開業以来の好調な特急列車の利用に支えられて、平成18年度には第3セクターの鉄道会社として初めて株式配当を行うなど経営は順調であるが、次のような運営上の課題を抱えていると考えられる。

(1) 会社設立以来、慣例的に総務課長の職に鳥取県職員の派遣を2～3年のサイクルで受け入れているが、会社のさらなる発展のためには、鉄道に詳しい職員を採用した方がよいのではないと思われる。会社発足当初は、鳥取県との密接な連携が必要であり、それなりの効果もあったと思われるが、現在では会社設立から約20年が経過しており、その効果について改めて検証し、今後の対応について検討すべきであること。

(2) 近年、普通列車の乗客の減少が著しい状況にある。これは岡山県英田郡大原町（現美作市）にあった県立高校が廃止されたことなど様々な要因があると思われるが、会社設立から相当年数が経過し、当初の燃えるような沿線周辺住民のマイレール意識（地域の鉄道を愛する意識）が薄れたことも一因と思われる。特に、マイレール意識の向上は乗客の増加にとって重要なことであるので、沿線周辺住民に対するPR活動等、会社の一層の営業努力が必要であること。

については、県は、会社に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

## 3 文化観光局

財団法人鳥取県観光事業団の会計事務の適正化について（観光課）

個々の生徒の状況に応じた適切な指導が行える方策を検討するための「特別支援教育ネットワークづくり事業」の実施を予定している。今後、この検討会で出される意見等も参考としたい。

会社内部での早急な検討を要請する。

会社に普通列車の増収対策を実施するよう求めるとともに、県及び会社も参加している智頭急行利用促進協議会において、普通列車の一層の利用促進の取組を行う。

財団法人鳥取県観光事業団（以下「事業団」という。）は、会計処理の一元化等を図るため、平成17年4月に本部事務局内に会計センターを設置し、会計事務の改善に努めているところである。しかし、このたびの監査において、見積書や支払請求書の日付が空欄となっていたり、契約書の記載内容に誤りがあるなど会計事務に関する初歩的なミスが見受けられた。また、契約手続については、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の例により行うこととなっているが、予定価格の未決定や競争入札すべき業務が随意契約となっていたことなど適正な契約事務が行われていない状況が見受けられた。

については、県は、事業団に対して、各施設も含めた会計事務についての内部チェック体制と研修体制の一層の充実を図るよう指導されたい。

また、事業団が管理しているとっとり花回廊においては、釣銭として毎日定額の大金を準備している。

しかし、ゴールデンウィーク等の繁忙期と冬期等の閑散期では必要な釣銭の額に大きな開きがあることから、その時期に応じた必要額を準備しておくべきものと思われる。

については、県は、事業団に対して安全な現金管理の観点から、その時期に必要な額の釣銭を準備することを指導されたい。

また、釣銭及び小口現金の取扱いは、現在、財務規程に定められていないので、これらの取扱いがより適正に行われるよう財務規程に規定することを指導されたい。

#### 4 生活環境部

鳥取県住宅供給公社の保有する崎津住宅用地の管理及び赤碕団地の販売促進について（住宅政策課）

鳥取県住宅供給公社（以下「住宅公社」という。）は、厳しい経営環境の中で、経営努力を重ね業務のスリム化や組織・人員の削減を実現し、現在は、保有する宅地の販売を事業の中心に据え、残区画の販売に努力しているところである。

住宅公社が保有する崎津住宅用地（米子市）は、平成11年3月の財団法人崎津地区開発公社解散に伴い鳥取県と米子市で分担して引き受けることとなった未処分地であり、県は、責任を分担した未処分地のうち住宅用地を資金の貸付けを条件として住宅公社に引き受けさせたものである。しかし、この住宅用地は、県西部地域の宅地事情を考えれば今後も事業化できる見込みがないものと思われ、住宅公社にとっても大きな負担が今後延々と続くこととなる。

については、県は、この住宅用地を住宅公社から買い取り、県の責任において、住宅に限らず幅広く利用方法等

会計事務の充実（内部チェック体制及び研修体制）を指導した。また、適切に釣銭等を準備すること、及びその取扱いについて財務規程を整備するよう指導した。

崎津住宅団地については、平成19年度全国和牛能力共進会会場として使用した後の措置について、検討しているところである。

また、赤碕団地の販売促進については、理事会等の場で働きかけてきているところである。平成24年度末の残区画は、琴浦町が買い取ることとなっているが、既造成団地の早期完売は公社の中期的経営計画の中核目標であり、引き続き様々な機会を通して働きかけていく。



を検討しつつ、県有地として適正に管理することについて検討されたい。

また、住宅公社が保有する住宅団地の中で地域定住を目的とした赤碕団地（琴浦町）においては、現時点で130もの大量の区画が残存している。住宅公社は琴浦町と平成24年度末における残区画を町が引き取る旨の協定を結んでおり、住宅公社にとっては、最終的には負担にならないものであるが、残区画が大量となった場合には、当初の地域定住の目的が達成されないこととなる。

については、県は、住宅公社に対し、今後も積極的に赤碕団地の販売促進について一層の努力を行うよう引き続き働きかけられたい。

#### 5 商工労働部

財団法人鳥取県産業振興機構の運営上の課題の解決について（産業開発課）

財団法人鳥取県産業振興機構（以下「機構」という。）は、県内産業の高度化・情報化、企業の創業・経営革新等の支援を行い、本県の経済的発展に貢献している。しかし、機構には、次のような運営上の課題があると考えられる。

(1) 機構の組織は、平成12年に3つの財団法人（鳥取県中小企業振興公社、鳥取県工業技術振興協会、鳥取県中小企業情報センター）が統合されて設立されたものであり、事業の多様化に伴って次々と改編され、現在は7部・室1支部となっているが、業務内容が類似している部・室もあり、組織の合理化を図る必要があること。

(2) 賛助会員は、設立当初に比べ約2倍の700社となり徐々に増加してきたものの、県内の総事業所数と比較して、必ずしも多いとは言えない状況と思われる。

賛助会員の払う会費は、機構が事業を円滑に行っていくうえで不可欠で貴重な自主財源であり、賛助会員の加入増について一層の努力が必要であること。

(3) 機構は、平成12年と比較的最近になって設立された団体であるが、その名称、位置、機能等について、企業をはじめ県民にあまり知られていないのではないと思われる。特に、隣接する県の施設である鳥取県産業技術センターとの混同も懸念されるため、今後広く広報活動を行い、機構について一層理解してもらおうようにすべきであること。

については、県は、機構に対してこれらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

#### 6 農林水産部

(1) 農地保有合理化事業等業務委託契約の契約事務の適正化について（経営支援課）

平成19年度より、7部・室1支部を6部・室1支部として組織の合理化を図った。

賛助会員の加入増加に向け、企業訪問時や企業向け事業等で積極的な働きかけを行う。

機構が積極的にマスコミ等に情報提供を行い、パブリシティ活動を行うよう指導する。

財団法人鳥取県農業開発公社（以下「農業公社」という。）は、農地保有合理化事業等の業務の一部を市町村に委託している。

その業務の委託に当たっては、「農地保有合理化促進対策費補助に係る都道府県公社の業務の執行について（昭和62年9月21日付農林水産省農政課長通知）」に基づき市町村と契約を締結している。

しかし、この契約事務について監査したところ、次のような不適正な事項が見受けられた。

ア 各市町村とも農業公社が示した一律の様式を使用し、実際には実施しないものまで契約の内容ととしてあげられていること。

イ 委託費は農業公社が委託業務細目ごとに定める基準により算出され、年間事業計画書の収支予算欄に委託費等の金額を記載しなければならないが、これが全く記載されていないものがあったこと。

については、県は、農業公社に対して、契約事務の適正化について指導されたい。

(2) 予防接種に係る農家負担金の会計処理の改善について（畜産課）

社団法人鳥取県家畜畜産物衛生指導協会（以下「協会」という。）は、主要な事業として、国、県と一体となって、家畜に対する予防接種を実施している。

この予防接種は、協会から指定された獣医師（以下「指定獣医師」という。）がワクチン等の予防接種を行い、協会はこれに対して関係農家から支払われる負担金を年間で約5,500万円（平成17年度決算）取り扱っている。

しかし、この予防接種に係る農家負担金（以下「負担金」という。）の会計処理については、次のような課題があると考えられる。

ア 農家から協会に納入される負担金の会計処理の方法は、請求を協会支部（鳥取・倉吉・西部家畜保健衛生所内）が行い、協会支部への支払は農家の直接振込又は農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものや、請求を指定獣医師が行い、協会支部への支払は農家の農業協同組合貯金口座からの振替で行われるものなど様々な方法でなされている。

本来、こうした会計処理は、協会において一定の方法を定めて行われるべきものであり、協会は、農家等の関係者の意見も十分聴取しつつ、諸手続の确实性、迅速性、効率性等を考慮し、最適な会計処理方法を確立すべきであること。

イ 負担金が協会事務局（農林水産部畜産課内）に最終的に振り込まれるのは、農家が納入した1月から

平成19年度契約から、契約内容に即した契約書を作成するとともに、記載漏れのないよう指示した。

協会に対し、負担金の徴収方法を整理するとともに、最適な会計処理方法を確立し、実態にあった財務規程等諸規程の見直しを決算総会までに行うよう指示した。

2月程度の後となっているが、この原因の一つとして、協会支部が口座振込手数料を節減するため、協会支部に支払われた負担金の一定金額がまとまるのを待って協会事務局へ振り込んでいることがある。

しかしながら、昨年末から同一銀行間のキャッシュカードによる振込については、口座振込手数料が無料となっており、協会は、このような手数料無料の口座振込の方法を活用することなどによって、会計処理をより速やかに行うべきであること。

ウ 協会は、負担金が農家から納入され最終的に協会事務局に振込まれるまでの一連の会計処理に関する規程を定めておらず、また、内部のチェック体制も十分整備されているとはいえない状況である。

農家が納入した多額の負担金を適正に会計処理するため、会計処理規程や内部チェック体制は重要であり、協会はこれらを速やかに整備すべきであること。

については、県は、協会に対し、これらの課題の解決に向けて働きかけられたい。

(3) 財団法人鳥取県造林公社の現状と取組みの広報について(林政課)

財団法人鳥取県造林公社(以下「造林公社」という。)については、累積債務が平成14年度末で約285億円に達し、そのまま推移すれば平成77年度には578億円もの損失が見込まれるため、県は平成14年12月に造林公社の見直し案を作成した。造林公社は、現在、この見直し案に基づき、分収割合の変更(造林公社:地権者6:4 8:2)及び伐期の延長(60年 80年)について、地権者の了解を得るべく懸命の努力をしているところである。

しかし、材木価格の将来見通しが不透明であることから、地権者の理解が得られていない状況である。植林した樹木の管理は、契約に基づき、今後とも適正に行わなければならない、造林公社が事業を継続していくためには、見直し案を着実に実施していくべきものと考ええる。

また、森林は、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止、生物多様性の保全、洪水や渇水の緩和、水質の浄化、土砂の流出や崩壊の防止、木材の供給など、人類の生存にとって不可欠である様々な機能を発揮するものであり、地球環境の保全に大きな役割を果たしている。

については、県及び造林公社は連携して、造林公社の現状と取組みについて、地権者をはじめ、一般県民に理解が得られるよう情報公開を進めるとともに、今以

造林公社に対し、地権者に向けた広報誌(造林公社だより)へ今回の経営改善策や県の支援策等情報の掲載を促すとともに、県ホームページ等で公社への支援の現状や取組を紹介する。

上に幅広く広報活動を行い、世論を盛り上げていくよう努められたい。

#### 7 教育委員会

鳥取県高等学校文化連盟の財務規程の制定及び事務局体制の充実について（高等学校課）

鳥取県高等学校文化連盟（以下「連盟」という。）は、鳥取県高等学校総合文化祭の開催や全国高等学校総合文化祭への生徒の参加の支援を行う等、県内の高等学校における文化活動の発展に貢献している。

しかし、連盟の財務会計についてみると、勘定科目、収入・支出手続、契約手続、帳簿の整備等について何ら定められておらず、会計処理手続の根拠が不明確な状況が見受けられた。

また、連盟事務局の会計処理手続は連盟会長の所属する高校の事務長が主に行っているが、その業務量はかなりあるものと思われる。

については、県は、県補助金の執行に当たって透明性や競争原理の導入等をより推進し、適正かつ効率的な会計処理を図る観点から、連盟に対して、その実態を踏まえた適切な財務規程を制定するように働きかけるとともに、当該規程に沿った適確な会計処理が行われるよう連盟事務局体制の充実に向けた支援を行われたい。

財務規程については4月に開催された連盟の評議員会に附議し、制定した。事務局体制については、業務量を分析し、必要な職員を確保するための財政要求を行う。

### 鳥取県監査委員公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、鳥取県知事から平成18年4月11日付鳥取県監査委員公告第6号で公表した平成17年度に係る包括外部監査の結果に関する報告及び平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第2号で公表した18年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表するとともに、同条第2項の規定により平成15年3月31日付鳥取県監査委員公告第5号で公表した平成14年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見、平成18年4月11日付鳥取県監査委員公告第6号で公表した平成17年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見及び平成19年3月9日付鳥取県監査委員公告第2号で公表した平成18年度に係る包括外部監査の結果に関する報告に添付された意見に基づき措置を講じた旨の通知があったので、併せて公表する。

平成20年1月29日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

#### 1 包括外部監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

##### (1) 平成17年度分

監査の結果	講じた措置
<p>1 財団法人鳥取県産業振興機構に係る貸付金</p> <p>(1) 小規模企業者等について</p> <p>従業員数、経常利益額といった基準により、貸与対象者を画一的に定めている。直近3事業年度の経常利益の平均額が3,500万円以下である企業が上限6,000万円の融資を受けるに際して、「経営基盤が脆弱」で「銀行等の一般の金融機関から融通を受けることが困難である」と考えられるかなど、検討すべき余地があろう。</p> <p>制度として運用する以上、一定の基準を設けることは必要であるが、中小企業に対する政策金融の趣旨に鑑みて、あくまでも最低限の条件として捉えるべきであり、Aゾーン(民間金融機関で与信可能なもの)とならない実質的な判断が求められる。</p> <p>(2) 貸与決定のあり方</p> <p>平成15、16及び17年度に開催された審査会に関する資料を査閲したところ、民間金融機関と同等の視点、すなわち、償還可能性の有無のみが検討されていた。他の民間金融機関で融資を受けることができなかつたかどうか(Aゾーンでないこと)という視点に欠けている。</p> <p>(3) 第三者保証人を一律に求めること</p> <p>代表者に対して保証責任を求めることは、経営責任の自覚を促すためにも必要な措置である。しかしながら、制度上一律の条件として第三者保証人を求めていることは、民間金融機関が十分な信用調査等を行う代わりに担保を求めることと同等であり、政策金融の積極的な存在意義に反している。</p> <p>民間金融機関は信用調査等を行う代わりに担保を求めて、担保提供できない中小企業には融資しない。担保を提供できるのであれば、政策金融でなくとも民間金融機関が融資する可能性が高い。十分な信用調査のうえで、結果として第三者保証を求めるのであればよいが、一律に第三者保証を求めるのであれば、実質的に民間金融機関の中小企業に対する融資行動と同等である。債権の保全を求めるあまり、制度自体の存在意義に反する結果となっている。</p> <p>(4) 個別的な検討</p> <p>ア A社</p> <p>自己資本が充実しており(自己資本比率51%)、金融機関と正常な取引を行っている。設備貸与制度による必要はない。</p> <p>イ B社</p> <p>自己資本が充実しており(実質的な自己資本比率77%)、返済余力は十分認められる。当該設備貸与を行うよりも、民間金融機関との取引関係を構築するよう支援していくこ</p>	<p>設備貸与事業(国制度及び単県制度)の平成19年度以降の新規貸与は、休止した。</p> <p>(1)に同じ</p> <p>(1)に同じ</p> <p>(1)に同じ。</p> <p>(1)に同じ。</p>

<p>とが必要である。</p> <p>ウ C社 従業員数20人以下の要件を満たす企業であり、国の制度（割賦販売）を利用している。自己資本119百万円を有しており（自己資本比率47%）、貸与額からみても返済余力は十分認められる。直近3事業年度の平均売上417百万円、経常利益20百万円の企業が25百万円の融資を民間金融機関から受けることができないとは考えにくい。</p> <p>エ D社 実質債務超過、メイン銀行による金融支援を受けている先に信用供与する必要はない。 少なくとも、企業の経営状況はメイン銀行が把握しており、採算面から信用調査等が十分に行われぬ企業ではない。財団法人鳥取県産業振興機構が新たに調査したとしても、長きに渡り取引を行ってきたメイン銀行が把握している以上の状況は把握できないであろう。不良債権の可能性のある資産についての調査も不十分である。貸与の対象となる設備は、従前設備の老朽化に伴う更新によるものであり、技術の評価に長けた財団法人鳥取県産業振興機構が独自の判断をする余地は少ない。 結果として、メイン銀行の判断・評価に従っているだけであり、中小企業に対する政策金融としての存在意義はない。 このような財団法人鳥取県産業振興機構の貸与は、貸与先・メイン銀行ともに歓迎されるものであろう。しかしながら、それは与信残高を圧縮したい金融機関の存在が前提となっており、間接的な金融機関の債権保全策として利用されているに過ぎない。仮に諸々の事情から償還可能と判断されたとしても、税金負担の上で貸与する必要はない。</p>	<p>(1)に同じ。</p> <p>(1)に同じ。</p>
---	-------------------------------

(2) 平成18年度分

監査の結果	講じた措置
<p>1 未利用財産 (1) 未利用財産の網羅的な把握方法について ア 県として未利用財産の定義を適切、かつ明確に定めるべきである。 イ 県庁内に、財産の所管課以外の部局が定期的に未利用財産の有無を調査し、集計する体制を整え、もって未利用財産の網羅的な把握に努める必要がある。</p>	<p>未利用財産を定義することとした。</p> <p>財産所管課以外の部局が担当するのは、効率的な事務の執行の観点から適当ではないと考えられる。なお、県庁内で財産の取りまとめ及び包括的な調整機能を有する管財課において、分類基準に基づいて毎年度定期的に調査を行うとともに</p>

## (2) 売却処分の促進及び再活用計画の迅速な検討について

「6 監査の結果 6.3 抽出した未利用財産の分類管理について」で示した分類のうち、「速やかに売却処分すべきもの」については、すでに再活用する計画がないにもかかわらず、1年以上放置されている物件である。県が所有し続ける合理的な理由のない財産であることから、速やかに処分すべきである。

また、「再活用案を早急に検討すべきもの」については、検討期間が徒に長くないよう、検討期間に期限を設けたうえで検討を急ぐべきである。

ア (元)青葉町職員住宅

イ (元)鳥取空港関連用地

ウ (元)両三柳職員住宅

エ (元)県営住宅住吉団地

オ (元)郡家警察署石田百井駐在所

カ (元)倉吉警察署今泉駐在所

キ (元)県営住宅浦安団地

ク (元)鳥取放牧場

ケ (元)県民文化会館周辺整備事業代替地

コ (元)米子港両三柳線街路用地

サ (元)境港務所(船舶給水水源地、小屋敷地)

シ 白兔海岸保全事業用地

ス (元)鳥取警察署署員宿舍

セ (元)婦人相談所

ソ (元)鳥取警察署谷駐在所

タ (元)倉吉警察署福吉派出所

チ (元)境港警察署小篠津町駐在所

に、必要に応じ所管課の聞き取りを行う等未利用財産の詳細を把握する方向で検討する。

早急に売却処分することとした。

隣地借入者の意向を確認した後、売却処分することとした。

早急に売却処分することとした。

同上

測量・登記を待って売却処分することとした。

早急に売却処分することとした。

期限を定め、琴浦町の意向を確認の上売却処分することとした。

湖山池の景観上、処分案を再検討することとした。

早急に売却処分することとした。

隣接の元職員宿舍用地と併せて処分案を検討することとした。

境界確定後、売却処分することとした。

行政財産から普通財産へ分類換をし、河川課から管財課へ財産の引継ぎを行うこととした。

鳥取警察署署員駐車場として有償貸付していたが、平成19年3月4日に鳥取警察署が移転したため、駐車場として利用する必要性が認められなくなったことから、管財課へ財産の引継ぎを行うこととした。

事前のPRを行った後、早急に売却処分することとした。なお、不落札の場合は社団法人鳥取県宅地建物取引業協会へあつせんを依頼することとする。

同上

同上

同上

ツ (元)県営住宅法勝寺団地	再度南部町へ意向を確認した上、早急に売却処分することとした。
テ 鳥取港港湾関連用地	分譲地の利用を促進するため、分譲価格及び利用方法の見直しに向けて検討することとした。なお、規程の整備及び鳥取県財産評価審議会の意見を聞く必要がある。
ト 鳥取港危険物取扱施設用地	同上
ナ 鳥取港港湾関連用地(西浜地区)	同上
ニ (元)皆生養護学校	無償貸与期間満了時期(平成20年3月末)を目途に検討することとした。
ヌ (元)境港警察署誠道町駐在所	隣地土地所有者との境界確認が未完了であったが、今回、境界確認のための立会い同意が得られたことから、早急に境界を確定し、測量した後、管財課へ財産の引継ぎを行うこととした。
ネ (元)衛生研究所	鳥取市へ意向を確認した上、早期に売却処分することとした。
ノ (元)浜村警察署下坂本駐在所	借入意向のある福祉団体に確認した上、早急に処分案を決定することとした。
ハ (元)倉吉警察署尾原駐在所	地元自治会から地区公民館として利用したいとの意向があるが、倉吉市が土地や建物について財政的事情から買収に難色を示しているため処分できない状況にある。倉吉市に対しては買収意思表示期限を明示し、期限内に意思表示がなされない場合、若しくは買収しない旨の意思表示があれば売却を前提として管財課へ引継ぎを行うこととした。
ヒ (元)境港警察署外江町交番	地元自治会から集会所としての利用希望があるが、境港市が財政的事情から建物の買収に難色を示しているため処分できない状況にある。境港市に対しては買収意思表示期限を明示し、期限内に意思表示がなされない場合若しくは買収しない旨の意思表示があれば解体撤去することとした。
フ (元)久松閣	早期に処分案を決定することとした。
ヘ (元)いなば荘	同上
ホ (元)警察本部職員宿舎(独身寮)	同上
マ (元)湖畔荘	現在測量中であり、境界確定後売却処分することとした。
ミ 奨徳学校跡地	現在護岸の一部となっており、国へ買収を要請することとした。
ム 砂丘博物館(仮称)	砂丘博物館構想が中止されたため、平



	<p>成19年度中に当該土地を売却することを含めた再利用方針をまとめることとした。</p>
<p>メ 藤津荘</p>	<p>有料老人ホームが廃止された平成17年度末から未利用地として管財課と所管替を調整しているところであり、平成18年度末に管財課へ引継ぎを完了した。今後、管財課で売却処分することとなる。</p>
<p>モ (元)米子蚕業分室</p>	<p>現在ワークショップアクティブに貸付中であり、平成19年度の契約解除を待つて売却処分することとした。</p>
<p>ヤ 県立美術館(仮称)</p>	<p>当該土地の扱いについては、まず美術館建設そのものを検討し直し、その結果により方向性が定まるものと認識している。多額の建設費用がかかる美術館については、財政事情が依然厳しい状況である現在、議論できる状況に至っていない。</p>
<p>ユ (元)鳥取少年自然の家(ポンプ小屋)</p>	<p>同上</p>
<p>ヨ (元)鳥取少年自然の家(天体観測塔)</p>	<p>同上</p>
<p>ラ (元)浜村警察署奥崎駐在所</p>	<p>平成19年度中に隣地境界確定を行い、実測完了後、売却を前提に管財課へ引継ぎを行うこととした。</p>
<p>リ (元)倉吉警察署西倉吉交番</p>	<p>同上</p>
<p>2 職員住宅</p>	
<p>(1) 入居時の現状確認時は、鳥取県宿舍管理規則どおり「確認書」を作成すべきである。</p>	<p>今後は、確認書を作成する。なお、警察本部ではこれに代わる「引継書」を以前より作成することとしているが、確実な作成について職員に徹底させることとした。</p>
<p>(2) 宿舍家賃は期日どおり支払うべきである。</p>	<p>以下のような対策を取ることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 毎月20日頃を目途に、「収入整理表」及び「未納者リスト」により収納状況を確認する。</li> <li>(2) 未納者へは直ちに督促状を発行する。</li> <li>(3) 常習者へは(2)に併せ面談及び電話等により督促を行うとともに、悪質者は所属長及び職員課へ連絡する。</li> <li>(4) 期限厳守するよう文書により入居者へ周知徹底する。</li> <li>(5) 職員に対し、宿舍家賃の支払方法について、口座引落への移行を促す。</li> </ul>
<p>(3) 退去者負担と県の負担を明確にすべきである。</p>	<p>知事部局では「退去時における修繕費</p>

### 3 県営住宅

#### (1) 家賃徴収事務に係るシステムに関する事項

多くの滞納者の管理をすべて台帳（滞納整理票）管理で行うことは、そもそも効率的、効果的でない。様々な状況を管理する上で、手書き台帳が有効な場面もあるが、滞納の発生・解消の状況を全体として管理することが、台帳では極めて困難となる。併せて、定期的に行われる滞納先の洗出しに係る事務作業等の時間的なコストも看過できない。

現状の台帳に偏った体制を改め、より効率的かつ効果的な滞納管理を行うためにもシステムの改善を行う必要がある。

#### (2) 滞納事務に関する事項

東部、中部、西部の各総合事務所により、滞納管理の状況が大きく異なる以上、適正な人員配置とすることは言うまでもない。

この場合、滞納指導員を2名1組とする原則的な運用方法を改めることを検討することも考えられる。又は、滞納管理の状況が良好な中部総合事務所の担当地域（管理団地）を増やすという方法も考えられる。

いずれにせよ、全体として滞納管理が最も良好に行える体制に改める必要がある。

等負担基準」を策定し、修繕費に係る退去者と県との負担割合を明確にすることとした。

病院局では知事部局の状況も参考にして、入居者に負担を求める方向で検討を行うこととした。

警察本部では、鳥取県宿舍管理規則においては、畳、襖、障子その他軽易な設備の修繕に要する経費は入居者負担となっていることから、入居者が負担することは問題ないものと解する。また、任意組合を入居者全員の意思で設立し、畳等の修繕に係る自己負担額を積み立てて運営することは、入居者負担の公平性を担保し得るものとする。宿舍廃止時の積立金の処理については、基本的には入居者が判断すべき問題であるが、トラブル等が発生しないような取決めを明文化するように入居者に提案することとした。

企業局では、現在入居者がいる職員住宅は退去後取り壊すこととしているため退去者に修繕費用を求めないが、今後は、知事部局に併せて負担を明確にすることとした。

より効果的で適正な滞納管理ができるよう、既存システムの改善を図ることとした。

家賃徴収は現金を扱うこともあり、安全性の観点からも家賃納付指導員は2名1組が原則と考えている。

また、担当地域の変更は滞納管理だけでなく、入居事務等の業務と一体となるため難しいと考える。

なお、組織や人員体制については、東部総合事務所において平成17年度及び平成19年度に各1名を増員したところである。

今後、滞納対策、納付指導等について、

<p>(3) 法的措置の実効性・機動性に関する事項</p> <p>法的措置の実効性・機動性を高めるためにも、訴訟事務を効率化する必要がある。訴訟代理人として弁護士に委託するだけでなく、県自ら訴訟を行うことも必要である。</p> <p>また、現状1年程度要している解除通知から強制執行までの期間を短縮化する必要がある。滞納者への法的措置を実施する見極めを迅速かつ厳格に行う等、改善を要する。</p>	<p>担当職員のスキルアップを図ること等により、徴収率の向上に努めることとした。</p> <p>現在準備中の案件から一部試行的に職員自ら訴訟業務に当たることとしている。今後、経験とノウハウの蓄積により、可能な限り職員による対応を図っていききたい。</p> <p>また、平成18年度から訴訟提起の前提となる契約解除予告通知発出回数を年2回から年3回に増やすなど、期間の短縮化に取り組むこととした。</p>
--	---

2 包括外部監査結果報告書に添付された意見に基づき鳥取県知事が講じた措置

(1) 平成14年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 各種損失補償 (中略) 改善策 (中略)</p> <p>(1) 適切な補償基準とマニュアルを策定すること。</p> <p>(2) 補償費と一般行政支出の負担区分についての峻別意識を確立すること。</p> <p>(3) 継続支払いが為されている全ての漁業権補償について、改めて補償費を合理的で透明な基準に基づいて算定し直し、その算定に基づいて関係各漁業協同組合との再交渉を行うこと。</p> <p>(4) 減水に基づく日野川工業用水道漁業権補償、鳥取工業用水道漁業権補償については、実際の取水量以上の減水量を前提に被害額が算定されており、明らかに過大補償であるので、直ちに算定し直したうえで再交渉を行うこと。</p> <p>(5) 減水に基づく鳥取工業用水道漁業権補償のうち鮎産卵場設置補償分については、この支出の正当性を裏付ける根拠が全く存在しない補償であると思われるので、直ちに支出自体を見直すこと。</p> <p>(6) 日野川工業用水道事業関連の迷入魚補償については、契約書(覚書)にある被害の実態調査を直ちに行い、補償額の正当性を確定すること。</p>	<p>国の公共用地の取得に伴う損失補償基準に基づき、補償額算定の基礎数値(減水面積、生息密度等)を平成15年度から平成18年度にかけて河川を実態調査して求め、補償基準を定めた。</p> <p>今後は漁業補償に限定することとした。</p> <p>(1)の補償基準による算定額で漁協と交渉し、平成18年度の被害補償額から見直した。なお、鳥取工業用水道に係る被害補償額は平成19年度から見直した。</p> <p>実取水量に基づく被害額を再算定し、見直しを行った。</p> <p>平成19年度から漁業補償を取りやめた。なお、鳥取工業用水道の水管橋設置に伴い鮎の産卵場が減少しているため、漁協が毎年行う産卵場造成経費の一部を助成することとした。</p> <p>平成15年度から18年度まで実態調査を実施し、被害額を確認した。</p>

<p>(7) 補償交渉過程について県民に対するディスクロージャーを制度的に図ること。補償交渉を明るみに出すことによって、一般社会の常識によるふるいがかけられあるべき補償実務が確立する。</p> <p>(8) 企業局における補償実務の問題性が他の部局にも存在しないか点検し、改善点があれば県全体で対策を立てること。</p>	<p>交渉過程等及び合意内容について企業局のホームページで公開した。</p> <p>点検した結果、他部局で類似の事例はなかった。</p>
--	--

## (2) 平成17年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 商工会及び商工会連合会 (省略) 商工会議所又は商工会の青年部若しくは女性部に対して研修会の参加に係る補助金が出ているが、これは受益者負担の原則からいうと参加者が自ら負担すべきでないか。現行では、補助金の交付要綱に記載してあるため問題はないが、交付要綱の見直しが必要と考える。</p> <p>若手後継者育成事業で、商工会青年部、女性部合わせて約14百万円、商工会議所6百万円が支出されている。この補助金は、商工会、商工会議所等に入っている若い経営者に対しては補助金を出して、入っていない人には「自己負担で研修しろ」ということでありおかしいといわざるを得ない。研修は自らが行うものであり補助金をもらってやるものではない。</p> <p>2 鳥取県中小企業団体中央会 商工会・商工会議所のところで述べたように、補助金は交付要綱に沿って支出されているが、受益者負担に帰すべきと思われる費用がある。組合情報化推進研修事業の内容は、パソコンを活用した経営分析等の内容であり、これもやはり補助事業ではなく受益者負担にすべきものである。</p> <p>補助金全体で共通することは、補助金を出すことによって「甘えの構造」を助長し、協会及び企業の自立を阻害している面があるのではないかと。たとえば、どの協会でも研修等を充実させようと思えば、自前の会費収入からすればよいのであって、補助金を当てにすべきでない。本当に社会(県民のため)に役立つような研修であれば、その効果をきちんと示すべきである。一部で盛り上がっているようでは、とても社会に役立っているとは思われない。県民の血税を原資とする補助金を出す価値がないと思われる。また、県も補助金をカットすることばかり考えず、本当に必要な補助金については削ることではなく出すことを考えなければならない。</p> <p>商工労働部の補助金は、県が達成しようとする政策を明確にし、それに対して補助金を出すようにしなければならない。ま</p>	<p>各商工団体では、平成18年度から研修参加費用に受益者負担を導入したところであるが、引き続き県からの助成金(交付金)を活用していることから、その効果について事後評価を行う。</p> <p>平成18年度からは受益者負担を導入した。また、平成19年度からの交付金に合わせて事業を見直した結果、当該事業を廃止することとした。</p> <p>中小企業団体中央会に対する助成金についても平成19年度から交付金化することとした。</p> <p>この交付金化の導入により、今後各商工団体が自らのミッションを自覚し、主体的に支援施策を立案、実施及び改善する等自立化を促進させることとした。</p> <p>商工団体への交付金事業についてはその実績や効果について各団体の自己評価</p>

た、それに合わせて、補助金が県の達成しようとする政策に、どのように効果があったのかを測定できなければ補助金の垂れ流しになってしまう。そのようになれば、県民の貴重な税金をムダにしてしまうことになる。そのようにならないためにも、補助金の効果を測定できるようなシステムの構築が必要になってくると思われる。そうすることによって、初めて県民の税金が有効に使われるようになるのではないか。

### 3 中小企業に対する政策金融の存在意義の明確化

市場原理が強く働く「金融」という世界の中で、公的な目的を実現することは非常に困難である。監査の結果で指摘したような副作用、すなわち、民間金融機関の保全の手段、単に民間金融機関よりもコスト等が有利であるとの判断に基づく利用、民業圧迫といった事態を招く可能性は高い。単にリスク・リターンを判断すればよいという民間金融機関とは、自ずと視点が異なるはずである。中小企業に対する政策金融の存在意義を、いま一度明確にする必要がある。

一方で、監査の結果に記載したように、近年、設備貸与制度の利用が極めて少なくなっている。貸し渋り、貸し剥しといったことが言われた時代に比べると、半減以下である。今回査閲した貸与先の中には、中小企業に対する政策金融として適切でないもの、すなわちAゾーン(民間金融機関で融資を受けること)、Dゾーン(民間金融機関の保全手段として利用されていること)と考えられるものが相当数見受けられた。これらを除けば、本来の政策目的に適う貸与先は、今以上に減少することになる。

採算にあわないものとして十分な信用調査等を受けることもなく融資を断られる中小企業は、県内でも相当数あるであろう。しかしながら、そのような企業が、設備貸与制度(割賦販売、リース)といった資金需要を持っているとは限らない。むしろ、比較的短期の運転資金などを必要としているのではなかろうか。それが、そのようなメニューのない設備貸与制度の利用が低迷している原因の一つと言えよう。

設備貸与制度は、中小企業に対する「金融的な支援」と「設備の近代化、合理化等を推進する誘導的な支援」が同時に盛り込まれた制度と言えよう。二兎を追っていることが、制度の利用率を低めているのではなかろうか。異なる目的は、異なる手段によって実現を図る方が、より大きな効果を生み出すように思われる。

中小企業に対する政策金融の存在意義を明確化するためにも、設備貸与といった中期の設備資金に加え、運転資金というメニューを追加し、民間の金融機関並みの総合的な金融業務を行うことが求められよう。その場合、少なくとも今以上の信用調査、モニタリングあるいはコンサルティング能力が求められることは言うまでもない。あるいは、より純化して考えると、

とともに県における評価をホームページにより公表することとしている。

なお、効果測定の項目については、随時検証しながら改善していくこととした。

設備貸与事業(国制度及び単県制度)の平成19年度以降の新規貸与は、休止した。

現実の融資は行わず、指導・支援に徹して、中小企業と民間金融機関の橋渡しとなることも考えられよう。

(3) 平成18年度分

監査の意見	講じた措置
<p>1 未利用財産</p> <p>(1) 未利用財産の網羅的な把握方法について</p> <p>指摘事項に示した問題点を改善するためには、以下の視点が必要である。</p> <p>第一に、県として未利用財産の定義を定めるに当たっては、未利用財産の存在が、県民の不利益につながることを明確に意識して、できるだけ広く捨うことができるようにすべきである。未利用財産を再活用したり、売却したりすることは、県民の生活や経済活動に新たな波及効果を生む可能性があるため、未利用財産を積極的に把握する姿勢は、県民の利益に資することになる。</p> <p>今般の監査においては、未利用財産の定義を「基準日から遡って1年以上不稼動状態にある財産」として、県が直接使用していない貸付財産もそれに含めたが、場合によっては「1年以上不稼動状態」である必要はなく、不稼動状態に陥ったものはすべて定義に入れることも考えられる。</p> <p>未利用財産の定義付けは、県有財産が未利用状態に陥った場合、そこに県民にとって見えない損失が発生しているのだという視点に立って、行っていただきたいと考える。</p> <p>第二に、未利用財産の調査は自己申告制ではなく、所管外の部局の職員が積極的に発見し、指摘をすべきである。客観性を担保するには少なくとも自分で自分の所管する未利用財産を指摘させる方式はやめなければならない。</p> <p>これを管財課が担うのが適当なのか、又は監査委員が担うのが適当なのか、その他を含めて検討の余地はあるが、いずれにしても第三者的な視点で調査することが望ましい。それによって、未利用財産を網羅的に把握する仕組みを整え、かつ事後的にも検証できる体制を整えておくべきである。</p> <p>(2) 抽出した未利用財産の分類管理について</p> <p>未利用財産の置かれる状況に応じて適切な分類を設け、その分類ごとに手続を定めることによって、業務の効率化及び責任所在の明確化を図るべきである。</p> <p>これによって、すべての未利用財産に等しく職員の労力を割くのではなく、速やかに手続を行うべき物件から先に手を打てるよう、手続の優先順位が把握でき、事務の効率化及び責任所在の明確化を図ることができる。</p> <p>監査の結果に示したように、分類は概ね以下のようなもの</p>	<p>有効に活用されている財産以外の財産について、分類基準に従い細かな分類を行い、整理や把握を行うこととした。なお、活用されていない状況に応じた分類を行った上、処分方針等による分類を行う。</p> <p>管財課において、分類基準に基づき毎年度定期的に調査を行うとともに、必要に応じ所管課の聞き取りを行う等未利用財産の詳細な把握を行う方向で検討することとした。</p> <p>管財課で作成した分類基準に基づく財産所管課の処理状況等についてフォローアップを行っていくこととした。</p>

が想定される。

速やかに売却処分すべきもの

- a 速やかに売却処分すべきもの
- b 価格の設定や広報体制などに工夫を要するもの
- c 速やかにトラブルを解決すべきもの
- d 地元の要望に対して早期に交渉すべきもの

再活用案を早急に検討すべきもの

売却処分が困難と思われるもの

- a 市場性のない物件
- b 廃川敷地
- c 学校財産

貸付財産

- a 所定の基準に基づき、有償で貸し付けているもの
- b 賃料を減免又は無償で貸し付けているもの
- c 所在地の地方自治体に対して無償で貸し付けているもの
- d 行政目的を遂行するために、副次的に必要なもの

上記の区分は、一つの例であるが、限られた労力で最大限の成果を上げるために、わかりやすい工夫を行うという視点が重要で、優先順位の高い物件から処分していくことが成果の向上につながると考える。

#### (3) 県有未利用地有効活用検討委員会について

検討委員会が、1,000平方メートル以上の大規模な土地について、「将来的に必要となり得る」、「まとまった土地は、いざというときに入手が困難」との理由で、売却処分に慎重な姿勢をとっていることは、財政逼迫の折、県民の理解は得られないと考える。それによって、検討期間が長くなり、結局何も決まらないことが多くなっているが、これでは県有財産の不活性化が県民の不利益となっているとの認識が希薄といわざるを得ない。

不要不急の財産の使い道を延々と議論することのないよう、検討委員会においては検討する期限を設け、活用する予定のない土地については売却処分するよう促すべきである。

#### (4) 予定価格の設定について

予定価格が高かったことに関して、財産評価審議会の審議プロセスに問題があるとは言えないが、結果として売残り物件が生じている状況は打開すべきである。そのためには、買い手が付きにくい物件に関しては、「売却可能価格」という売買が成立する価格帯まで売却価格を下げる工夫が求められる。

また、手続的にも柔軟な価格設定が可能となるような工夫が必要である。

#### (5) 県有財産に対する意識改革の必要性

財産の使い道については、管財課において財産の分類や細分化を図ることとしており、分類に従いそれぞれの対応策を検討し、早期処分を促す方向で検討することとした。

売れない物件については、原因分析とその価格反映への再検討又は財産評価審議会に諮問する期間を短縮する等、柔軟な対応についても取り組んでいくこととした。

なお、売却促進の手段として県内居住者に魅力のない物件でも、県外居住者には魅力を感じられる物件もあるので、全国に対し購入希望を募る手法に取り組むこととした。

公有財産について毎年度調査し、所管

取得した財産については、取得後、有効利用されているかどうかについて、事後フォローをすべきである。この点、行政の仕組みは単年度ごとの予算編成となっているため、過年度の予算で取得した財産の活用状況には、関心が向かない仕組みになっている。

予算が付いて財産を購入するところまでは、熱心に審議をするが、購入後、目的を達した後、又は計画が凍結された後について、それをどう活用するか、又は売却処分をするかという出口の議論には、極めて不熱心である。これは、県の仕事の大半が、単年度ベースの予算審議に費やされている現状を見れば明らかである。県有財産の所有者としての意識があるのか厳しく問われるべきである。

使われずに放っておかれる財産が、これだけあるということは、県民に対して自治体の財政状態を適切に情報開示できていないことを意味している。また、税金で取得した財産を不活性状態に置いていることは、住民の福祉に役立てられると考えた県民の期待を裏切るものである。今後、このような事態が発生しないよう県は県有財産に対する認識を抜本的に改める必要がある。

未利用財産が発生したことをもって、すぐに「無計画な財産の取得だった」とか、又は「過去の失政」と批判することは必ずしも妥当ではない。なぜなら、財産の取得に際しては、その時分において適法な審議過程を経ているからである。

しかし、取得した財産が当初の目的を果たせず、計らずも未利用となった財産をそのまま放置しておくことは、「現代の失政」だとはっきり言える。

財産を有効利用しなければ、財政的に厳しくなるのは当然であり、使い切れないほどの財産を取得したことが、財政逼迫の状況を招いた一因である。この状況を打破するためには、不要不急の財産は速やかに処分することが必要である。

また、そのような努力なしに、県民に対して増税を行ったり、必要な事業を縮小したりしている現状は看過できるものではない。

県が使い切れない土地を売却して、民間の手に渡れば、その土地に新しい建物が建ったり、新たな経済活動が興ったり、何らかの需要が発生するのである。また、所在自治体にとつては、固定資産税収入にもつながるケースもある。

つまり、未利用財産を売却すれば、そこに何らかの需要が発生し、それが県内経済へ波及効果をもたらす可能性すらある。だからこそ、県が不要となった土地を、何年も放置しておくことは、県民にとって不利益であるという認識を強く持つべきなのである。

## 2 職員住宅

### (1) 家賃の設定について

宿舍貸付料の算定について、平成18年4月1日に大幅な見

課の未利用財産の対応方針についてフォローアップを行っていくこととした。

平成18年度家賃改定に当たっては、構造、規格等に類似している県営住宅の家



直しがなされている。これは「民間住宅の家賃との均衡」を図るために実施されたものである。

新家賃の算定方法は県営住宅の家賃の算定方法を準用している。

具体的には、{近傍同種住宅算定家賃(公営住宅算定基準) × 市場調査補正率 - 住宅手当相当額} × (1 + 調整手当相当率) によって決定している。

ここで近傍同種住宅算定家賃とは、{(建物部分の基礎価格 × 利回り + 土地部分の基礎価格 × 利回り) + 償却額 + 修繕費 + 管理事務費 + 損害保険料 + 公課} ÷ 12 である。

修繕費、管理事務費及び損害保険料は、推定再建築費にそれぞれ次表の率を乗じた額とする。

(中略)

推定再建築費 = 一戸当たりの標準建設費 / 一戸当たりの標準床面積 × 延べ面積

上記に基づいて新宿舍家賃は算定してある。

上記で算定される家賃が鳥取県宿舍管理規則の改正理由である「民間住宅との家賃の均衡を図る」という目的にあったものかどうか検討してみる。

民間住宅の家賃の決定方法には、「積算」と「比較」が用いられる。

「積算」による方法とは、住宅建設にかかった費用を償却期間で割り、年間のコストを算出し、これに年間に予想される維持費(固定資産税、修繕費等)、利益を加算して家賃を決定する方法である。

これに対し「比較」による方法とは、周辺の類似した物件を調査し、家賃を算定する方法である。

実際の家賃の決定は、両者を加味して決定されることになる。なぜなら、「積算」で家賃を算出してもそれが近隣の市場家賃とかけ離れていれば入居者がいなくなり、また、積算を大幅に下回るようであれば賃貸住宅を作る意味がなくなるからである。

県が新たに定めた宿舍算定家賃と民間の住宅の家賃設定を比較してみることにする。

県の算定方法は、上記に示したように近傍同種住宅算定家賃を基に市場調査補正率等を考慮して決定している。これを見ると、民間の家賃の設定と酷似していると見られる。

しかし、大きく異なっている点が2点ある。

まず、第1点は県が算定する近傍同種住宅算定家賃の基になる建設費は標準建設費になっている点である。民間の家賃算定の基になるのは、標準建設費ではなく実際にかかった金額である請負金額であり、この点が相違している。

標準の建設費と実際の請負金額を基にするとどのような差が出てくるか平成13年以降に新築した宿舍で比較してみる。

(中略)

賃積算基準を参考とし、市場家賃調査の結果を加味し決定したものである。県職員宿舍は民間の賃貸住宅と異なり適期のリフォームを行っていないため、一般的に設備類(風呂、便所、台所等)が民間に比べて古く、市場調査をそのまま適用するのは適当ではないと考える。しかしながら、今回の指摘もあり、今後再度市場調査を実施した上で検証を行い、次回見直し時(平成21年度)に検討することとした。古い宿舍についても、次回の家賃改定時期(平成21年度)に見直しを検討することとした。

第2点は耐用年数が異なっている。近傍同種住宅家賃の算定では、国土交通省が定める耐用年数を使用している。これに対し、民間住宅の方は財務省が定める耐用年数を使用している。

一般的には財務省令で定める耐用年数を使用する。国土交通省が定める耐用年数は、国土交通省の公共用地取得に伴う損失補償基準の運用指針（平成15年8月5日付）に出てくる建物等の現価率を求めるところの耐用年数である。

耐用年数とは、本来その資産が「どのくらいの期間使用可能であるか」で決定すべきものであり、個々の宿舍の設置状況に合わせて耐用年数を決めることが理想である。しかし、一般的には使用可能期間を計ることが困難であるため、通常財務省が定める耐用年数を使用している。

両者の違いは、耐用年数の長さにある。

財務省が定める耐用年数は、住宅は長いものでも45年であるが、国土交通省の定める耐用年数によれば70年になる。

（中略）

建築費、耐用年数と見てきたが、両者によってどのように家賃に差が出てきているか調べてみると下記の表となる。

（中略）

算定家賃が市場家賃より高いところは、智頭町、鳥取市気高町、日野町という参考になる市場家賃があまり無いところである。

（中略）

建設費の問題、耐用年数の問題を検討し、算定家賃と市場家賃を比較してみたが、かなり両者に差が出ていると思われる。

このような結果になったのは、新しい宿舍については職員住宅の家賃を公営住宅の家賃算定の基礎である近傍同種住宅算定家賃にしたこと及び古い宿舍については民間にあまり基準となる住宅がなかったことに起因すると思われる。職員住宅の家賃を民間の市場家賃に近づけることを目的に家賃の改定をしたのであれば、新家賃の算定は市場家賃との均衡を図るという目的を達成していないといわざるを得ない。

なぜなら、もともと公営住宅は低所得者向けに賃貸する住宅であり、市場の民間住宅の家賃とは乖離しているからである。

したがって、県が民間家賃との均衡を目的とした家賃の算定を近傍同種住宅算定家賃にしたことは、県内部の多方面との調整の結果といわざるを得ないのではないかと。

本当に、民間の市場家賃との均衡を図るのであるならば、市場家賃をそのまま適用すればよいし、また、市場に無いような古い宿舍であれば、無理に改定をする必要は無かったように思う。

(2) 修繕費について

運用規定については、「退去時におけ

修繕費については、以下の3点に問題があると思われる。

第1点は、入退去時の修繕費負担については、もう少し具体性を持たせた運用規定を作るべきである。

現在、「畳替え」については平成18年2月に内規により1枚2,300円の負担を決めているが、他のものについては具体的な規定が無い。

そして、第2点としては、入居時に「確認表」を作成し、更に退去時に現在厚生病院が行っているような退去検査チェックリストを作成し、入居時の「確認表」と比較し、退去者も負担が納得できるようなシステムにすべきである。

また、第3点としては退去時に費用負担して新しくしたとしても、すぐに入居者が入るとは限らないので退去時の負担金は新たに入居が決まるまで、県で保管する事はできないであろうか。県の会計で預り金とすることが無理であるならば雑収入処理をし、入居が確定したときに雑収入処理した金額を入れて全額県が負担すればよいと思われる。そうでなければ、退去時に修理しても入居するものがないければ、入居時に再度きれいにする必要があり、不経済となる可能性がある。

### (3) 古い宿舎について

現在、宿舎が古く入居者があまり入っていないところが多数ある。これらの中には、立地条件は良いが宿舎が古いため、入居者が入っていないところがあり、県有財産の有効利用という観点から見ると非常に「ムダ」な使われ方をしていると思われる。これらの宿舎については、早急にどうすべきかを考えるべきである。再利用するか、又は未利用財産として売却するか。

例えば、再利用する方法としてはPFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）の導入を検討してはどうか。

PFIは公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用する方法である。現在都道府県レベルでは、警察職員宿舎で4都道府県、また職員宿舎で宮崎県が実施している。

このようにすれば、民間資金の利用ができ、修繕維持の管理コストも削減できることになる。また、宿舎の集約ができることになり、不要になった土地は、他に転用するなり処分するなりすることができ県有地の有効利用が可能になると思われる。

上記は再利用する観点から述べたが、最初から再利用を考えない土地であるならば早急に処分を図るべきである。

比較的良好な住宅地でありながら、入居が少ない宿舎は以下のものがある。

(中略)

上記は、警察職員宿舎を前提に述べたが、今後建設の予定が無い知事部局、教育委員会宿舎では、民間の賃貸住宅にも

る修繕費負担基準」を策定し、退去者と県との負担割合を明確にすることとした。

退去時の費用負担の決定については入居時の「確認書」及び退去時の「チェックリスト」を作成し、退去時の費用負担を決定するよう制度化することとした。

退去時の修繕時期については古い宿舎及び空きの多い宿舎については、入居状況を見据えながら修繕時期の調整を行うこととした。また、退去者負担の修繕費の一部の額については、「雑入」で受け入れることとし、修繕時においては全額県費負担で改修を行うシステムを構築することとした。

平成19年度において職員宿舎整備計画を策定し、その中で各宿舎ごとの存続・廃止を検討することとした。

なお、警察本部では今後の待機宿舎の整備については民間施設の借上げにより整備することとしており、並行して順次老朽宿舎を解体し、敷地（県有）については売却する方向で検討することとした。

空きが出ているような状況であるので、古い宿舎は処分して民間住宅の借上げをしていくのも一つの方向としては良いのではないか。

そうすれば、宿舎に入っている人と入っていない人に不公平感はない。

#### (4) 管理事務の一元化について

現在宿舎の管理は、管財課、教育委員会、警察本部、企業局、病院局で各々管理が行われている。警察本部については特殊性があるため他のところとは同じにできないが、管財課、教育委員会、企業局、病院局は一元的に管理ができるのではないか。一元的に管理することにより、管理コストの大幅な減少が見込まれる。

また、過去の建設費の取得経緯で教職員宿舎は教職員、知事部局宿舎は一般職員という棲み分けがなされていたが、今は全て借入金の返済を終えており、どちらに住んでも問題はないと思われる。このように考えれば、比較的新しい宿舎に人を集め、古い宿舎、入居率の悪い宿舎は廃止し、土地の有効活用を図ることができる。

#### (5) 管理方法について

知事部局、教育委員会、警察本部は鳥取県公有財産事務取扱規則により、建物等の取得、増築したときは支出額を記入し、取壊しのときは支出額を減少することとする支出額のみの管理となっている。これに対し、企業局、病院局は固定資産原簿、固定資産台帳により減価償却を行い、現在の建物の簿価で管理している。

県の会計は、予算会計であるため、支出時のみの管理でも良いと思われるが、県は県民から受託した財産（税金等）を運用しているから、その運用状態を県民に示す義務があると思われる。このためには、現在財産がどのようになっているかを示す意味で減価償却を行い宿舎管理をすべきである。

### 3 県営住宅

#### (1) 管理代行制度

県は、県営住宅の所在市町村に対して一部管理代行を行っている。その目的は、所在市町村の市町村営住宅と一体となって、より地域の実情に即した、効率的な公営住宅の管理を行うことにある。

しかしながら、家賃の徴収率が直轄分に比して10パーセント程度低いなど、その管理が効率的に行われているとは言い難い問題が生じている。

また、家賃の滞納管理は、高度な管理システム及び人的ノウハウを要する業務である。頻繁な人事異動が行われる官庁では、システムの高度化、人的ノウハウの蓄積がそもそも困難である。この点で、管理代行という形で、広く県民の財産である公営住宅管理を分散化させるのは望ましくない。

平成20年度を目途に、知事部局と教育委員会所管の宿舎の一元管理を行うとともに外部委託を検討することとした。

地方公共団体の会計は、地方公営企業会計（発生主義）と異なり国に準拠した「現金主義」によっており、現段階では原価償却による簿価の管理は困難である。

管理代行団地の家賃徴収率の向上については、市町村への働きかけや県職員も納付指導に同行する等の取組を行っており、この取組を今後更に強化することとした。

また、管理代行団地は市町村営住宅と一体的に管理することにより、地域の住宅セーフティネットや居住ニーズへのきめ細かな対応を図るために導入したものである。民間に対する指定管理者制度では、管理者において限られた業務しか受託できず、非効率な面もあることから、今のところ活用は考えていないが、地方

管理代行制度は、地方公共団体のみならず、地方住宅供給公社を対象としている。又は、民間に対する指定管理者制度も検討の余地がある。

公営住宅法において管理代行制度が導入された趣旨を踏まえ、県又は市町村という垣根を越えて、広く県民の福祉という観点から、県営住宅、市町村営住宅のあるべき管理の姿を検討する必要がある。

(2) 滞納者の家賃減免

減免できる対象者が客観的基準により定まっていること  
一方で

減免できる対象者が滞納していること

制度上、減免は、知事の判断により一定の場合に行うことができることとされ、その起算日は明確にされていない。この点、その趣旨を踏まえて適正に運用する必要がある。減免できる対象者が滞納しているという状況を比較衡量すると、次のような方法が考えられる。

(現状)

減免の起算は、減免申請時となる。すなわち、減免申請後の家賃は減免されるが、それまでの家賃は減免前の家賃となる。したがって、滞納がある場合、単に毎月の滞納額が減少するだけである。

(改善案)

減免の起算を当該年度4月とする。すなわち、減免の対象年度であれば遡及して減免する。その一方で、家賃滞納がある場合には、滞納額の全部又は一部の納付がない限り、減免には応じない。

(3) 真の県民負担の明確化

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸される社会的な共通財産であり、居住のセーフティーネットとして重要な役割を果たすものである一方、国、地方公共団体による財政負担を前提とする制度である。

また、公営住宅の建設、維持管理とは、長期的かつ大規模な事業運営となるものである。したがって、いわゆるフローだけでなく、固定資産、又は家賃の未収額等のストックを管理するために、企業会計の視点を取り入れた会計制度により運営されることが望ましいものである。

この点で、バランスシートや行政コスト計算書等の財務報告書の作成、区分経理等の手法により、透明性、合理性を高め、地域住民への説明責任を果たすことが求められよう。

住宅供給公社を対象とした管理代行については、今後の住宅供給公社のあり方と併せて検討することとした。

減免制度の趣旨及び滞納対策としての効果を踏まえ、このような措置をとることが適当かどうか、減免の起算日も含めて検討することとした。

公営住宅の家賃は、入居者の収入及び住宅の規模、設備等に応じて設定されており、必ずしも家賃収入と資産価値が連動していない。

また、バランスシートの作成については相当なコストも想定される。

については、県全体の他の県有財産の取扱いも含めて、将来的な課題として検討することとした。